

ハラスメントと思われる言動

東海学園大学ハラスメント防止対策委員会

ハラスメントとはいろいろな場面での嫌がらせです。ハラスメントと受け取られかねない言動には以下のようなものがあります。

ハラスメントの行為者は、教職員や学生、男女、老若を問わず、お互いに加害者になる可能性があります。男性⇄女性、男性⇄男性、女性⇄女性、年長者⇄若年者、教職員⇄学生、教職員⇄教職員、学生⇄学生など、さまざま関係・場面でハラスメントは起こりえます。お互いに注意してハラスメントのない環境をつくりましょう。

1) セクシャル・ハラスメント

セクシャル・ハラスメントとは、「性的な嫌がらせ」という意味で、行為者の意図にかかわらず、相手に不快感その他の不利益を与え、学習、教育・研究または就業環境を悪化させることをいいます。

例)

- ・身体的特徴を話題にすること。
- ・卑わいな冗談を言うこと。
- ・卑わいな写真・記事などを、わざと見せたり、読んだりすること。
- ・必要なく身体へ接触すること。
- ・性的な内容の電話をかけたたり、性的な内容の手紙、Eメールなどを送ったりすること。
- ・個人的な性的体験談を話すこと。
- ・性的な事実関係、経験や性生活について尋ねること。
- ・性的な内容の噂を意図的に流布すること。
- ・性的な関係を強要すること。

2) ジェンダー・ハラスメント

ジェンダー (gender) とは「社会的性差」という意味で、ジェンダー・ハラスメントとは、性別による差別意識に基づく言動により、相手に不快感その他の不利益を与え、教育・研究、学習及び労働環境を悪化させることをいいます。

例)

- ・容姿・体型・化粧・服装などについて頻繁に言うことで相手を不快にさせること。
- ・「女には仕事を任せられない」「女は職場の花でさえあればよい」「男のくせに根性がなない」などの発言をすること。
- ・女性であるというだけで、お茶くみ、掃除、私用などを強要すること。
- ・男性であるというだけで、力仕事や屋外での仕事などを強要すること。
- ・「おじさん、おばさん」「じじい、ばばあ」などと人格を認めないような呼び方をすること。
- ・異性に対して大きな声で威嚇すること。

3) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントは、教育・研究の場における地位または権力を利用して行う不適切な言動、指導または待遇により、相手方の学習・研究意欲を低下させること、あるいは学習・研究環境を悪化させることをいいます。

例)

- ・研究活動を妨害したり、研究成果やアイデアを盗用したりすること。
- ・学位又は単位認定に関して不公平・不公正な対応をとること。
- ・進路に関し、教育的配慮に欠けた妨害または干渉をすること。
- ・常識的な教育指導の範囲を超えて、厳しく叱責すること。発奮させる手段としても「こんなこともできないのか」と叱責すること。
- ・非合理的または非科学的で過酷なことを強制すること。
- ・その他必要な教育指導を怠ったり、尊厳を著しく否定するような言動を行ったりすること。

4) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントは、職場において優位な立場にある人が、不必要な大声で怒鳴ったり、些細なミスを厳しく叱責したりするような言動により、相手の就労意欲を低下させ、または労働環境を悪化させることをいいます。

例)

- ・暴力的、人格を傷つける言動、悪口・中傷及びプライバシーに関することを流布すること。
- ・些細なミスに対して大声で叱責したり、または執拗に暴言を繰り返したりすること。
- ・みんなの前で、大声で叱責すること。
- ・仲間外れにすること。

* ハラスメントと思ったら

- ・相手の言動を不快と感じたならば、言葉と態度で明白に伝えましょう。
- ・我慢せずに相談しましょう。
- ・不快な場面を目撃したら、すぐ行為者に注意をしましょう。
- ・ハラスメントと思ったら、第三者であっても被害者の力になるように心がけましょう。

* ハラスメントの相談について

- ・本学のホームページから「ハラスメント相談申込書」をプリントアウトするか、「学内の相談員紹介窓口」（学生生活支援センター室／学生相談室／保健室）にて「ハラスメント相談申込書」を受け取り、記入後、厳封してお申込み下さい。

(2015. 5. 20)